

2016年11月10日

近畿厚生局京都事務所
所長 藤木 伸和 様

京都府保険医協会
理事長 垣田 さち子

行政指導の改善を求める要請書

拝啓

日頃は公的医療保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、感謝いたします。

京都府保険医協会が所属する全国保険医団体連合会（保団連）は、2016年9月21日、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室に対して指導問題に関する改善要請を行い、懇談をさせていただきました。その際、当会の事務局も参加し、同室の事務局の方とお話をさせていただきましたが、その際、「皆様方も遠慮せずに厚生局に要望としてお伝え頂ければと考える」とのお言葉を頂戴しました。

つきましては、近畿厚生局京都事務所におかれましては、下記の内容について、改善していただきたく、要請致します。なお、本要請に対する文書回答を頂戴したく、お願い申し上げます。

記

1. 集団的個別指導について、以下の改善をすること。
 - ① 京都市内の日程を複数回とし、貴事務所が通知した指定の開催日において、既に患者が予約した検査・処置・手術・放射線治療などがある場合は、別の開催日程を案内するようにしてください。
 - ② 上記①の他、年度当初に関係団体を通じて集団的個別指導の日程を公開する、個別に集団的個別指導を行う一など、患者の「療養の給付」を受ける権利を阻害しないよう、改善を講じてください。
2. 新規個別指導の目的は、「新規指定から早い段階で、教育的効果を目的として個別指導を実施することにより、保険請求の適正を期するものである」とされていることから、当日の指導で終わるよう懇切丁寧に指導し、むやみに結果を再指導としないでください。

※京都では診療所への新規個別指導の結果、2012年度で13%、2013年度で16%、2014年度で9%、2015年度で22%が再指導となっています。そして、そういう傾向が影響したのか、2016年度の指導計画では診療所17件のうち15件の選定理由が再指導となっています。

新規個別指導を「対象患者の少ない都道府県個別指導」のように実施しないでください。

以上